

< お知らせ >

各 位

株式会社日本信用情報機構

改正割賦販売法における指定信用情報機関制度に対する 指定申請への取組みについて

当社は、平成 20 年 6 月 18 日に公布された「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」において指定信用情報機関制度が創設されたことに伴い、同法で規定された指定信用情報機関への指定申請を決定するとともに、同法に基づく指定要件に対応したシステムを平成 22 年 2 月(予定)にリリースする計画で諸準備を着実に進めております。

多重債務問題、過量販売問題等に信用情報機関が果たすべき公共的使命を自覚し、皆様から安心と信頼を得られるクレジット分野におけるインフラの担い手としての基盤整備に全力で取り組んでまいります。

また、当社は貸金業法における指定信用情報機関としての指定申請を予定しており、平成 21 年 6 月には指定要件に対応したシステム構築を完了し、金融庁に対する指定申請を近々に行うこととしています。

当社は、改正割賦販売法および貸金業法の両法において創設された指定信用情報機関制度に対応する業務運営態勢を整えるとともに、今後、旧株式会社シーシービーとの合併に伴う信用情報データベースの統合を実施し、加盟会員の与信審査に有用な様々な業態に係る信用情報の集積を確実に進めることにより、消費者の皆様の信用力を支える金融・クレジット両分野のインフラとして、健全で豊かな経済社会の発展に貢献してまいります。

今後とも関係各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

改正割賦販売法および貸金業法の詳しい内容は、経済産業省および金融庁のホームページにてご確認いただけます。

改正割賦販売法(経済産業省) : <http://www.no-trouble.jp/#1245744394941>

貸金業法(金融庁) : <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>

加盟会員の皆様は、会員専用ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.jicc.co.jp/login/index.html>

< 本件に関するお問い合わせ先 >

事業者の方(当社への加盟をご検討中の方) : 営業部 / 電話 03-6701-0070

報道機関の方 : 経営企画部 広報課 / 電話 03-6701-0314

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 / 13:00～18:00